

令和 5 年第 1 回県議会定例会

条例その他議案

説 明 資 料

農林委員会

目 次

(農政部)

議第 39 号関係	農林	1
議第 40 号関係	農林	3
議第 49 号関係	農林	5

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例 の一部を改正する条例について

農政部畜産振興課

1 条例改正の趣旨

- 畜産業の国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「畜舎特例法」という。）により、知事による畜舎建築利用計画の認定制度が設けられている。
- 当該認定を受けた場合は、施行規則で定める技術基準によることとされ、建築基準法及び岐阜県建築基準条例が適用されないため、当該条例で付加している制限を引き続き行うことができるよう、施行規則の委任を受け、畜舎特例法施行条例で必要な事項を定めている。
- 施行規則の一部改正（令和5年4月1日施行）により、畜舎特例法の対象施設に畜産業用の車庫が追加されたことに伴い、車庫の敷地と道路との関係に関する制限（※）を定めるもの。
※避難又は通行の安全のために必要なものであり、岐阜県建築基準条例で規定している制限と同じ。

2 条例改正の内容

施行規則の一部改正により、畜舎特例法の特例の対象となる畜産業用の車庫には建築基準法及び岐阜県建築基準条例が適用されないこととなるため、岐阜県建築基準条例で付加している制限を引き続き行うことができるように規定を整備するもの。

<条例で新たに付加する制限>

- ・車庫の敷地と道路との関係に関する制限
(都市計画区域及び準都市計画区域内に限る。)

3 施行日

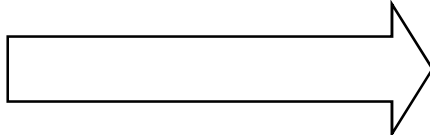
令和5年4月1日

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正について

畜舎特例法・施行規則（令和4年4月1日施行）
施行規則の一部改正（令和5年4月1日施行）

建築基準法

< **建築基準法** >
・建築物の敷地・構造・設備・用途について、その最低限の基準を定めたもの
・原則、畜舎等の建築も建築基準法の規定に基づく。

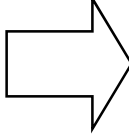


条例で制限を付加

< **岐阜県建築基準条例** >
建築基準法の委任を受けて付加している制限（抜粋）
①災害危険区域内の建築物の制限
②がけに近接する建築物の制限
③大規模建築物の敷地と道路との関係に関する制限
④車庫の敷地と道路との関係に関する制限

< **畜舎特例法・施行規則** >
建築コストを抑えることを目的に建築基準法より構造等に関する基準を緩和（知事による認定を受けた場合のみ）
【対象となる畜舎等】：**畜舎等**（畜舎、堆肥舎、搾乳施設、集乳施設）

< **施行規則の一部改正** >
施行規則の一部改正により、畜舎特例法の対象施設に畜産業用の車庫が追加



条例で制限を付加

< **岐阜県畜舎特例法施行条例** >
施行規則の委任を受けて付加している制限
①災害危険区域内の畜舎等の制限
②がけに近接する畜舎等の制限
③大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限
【一部改正（条項追加）】
④車庫の敷地と道路との関係に関する制限
→避難又は通行の安全のために必要なものであり、岐阜県建築基準条例で規定している制限と同じ。

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

農政部家畜防疫対策課

1 条例改正の趣旨

国の「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の一部改正（令和4年12月23日）に伴い、家畜防疫員（※1）及び知事認定獣医師（※2）に実施が限定されていた豚熱予防注射について、登録飼養衛生管理者（※3）も実施可能とされたため、関係する手数料の新設等を行うもの

※1 県職員である獣医師の中から知事が任命した者

※2 予防注射に必要な知識を習得していること等の要件を満たしている民間の獣医師であって、知事の認定を受けたもの

※3 予防液（ワクチン）管理体制等に係る要件を満たすと判断して知事が認定する農場において、家畜伝染病予防法の規定により家畜の所有者が選任した飼養衛生管理者のうち、予防注射に必要な知識を習得していること等の要件を満たし、知事の登録を受けたもの

- (1) 登録飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射は、家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示・監督のもと実施する必要があるため、家畜防疫員による豚熱予防液接種票の交付に係る手数料を徴収するもの
- (2) 豚熱予防液管理手数料は、現在、知事認定獣医師が豚熱予防注射を実施する場合に、県がその予防液（ワクチン）を購入し、厳重に管理する必要があるため徴収しているが、登録飼養衛生管理者が豚熱予防注射を実施する場合も同様であることから、当該手数料の対象に加えるもの

2 条例改正の概要

- (1) 登録飼養衛生管理者が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液接種票交付手数料を新たに徴収する。

豚熱予防液接種票交付手数料 1通につき 690円

- (2) 豚熱予防液管理手数料（※）について、登録飼養衛生管理者が豚熱予防注射を行う場合を対象に加える。

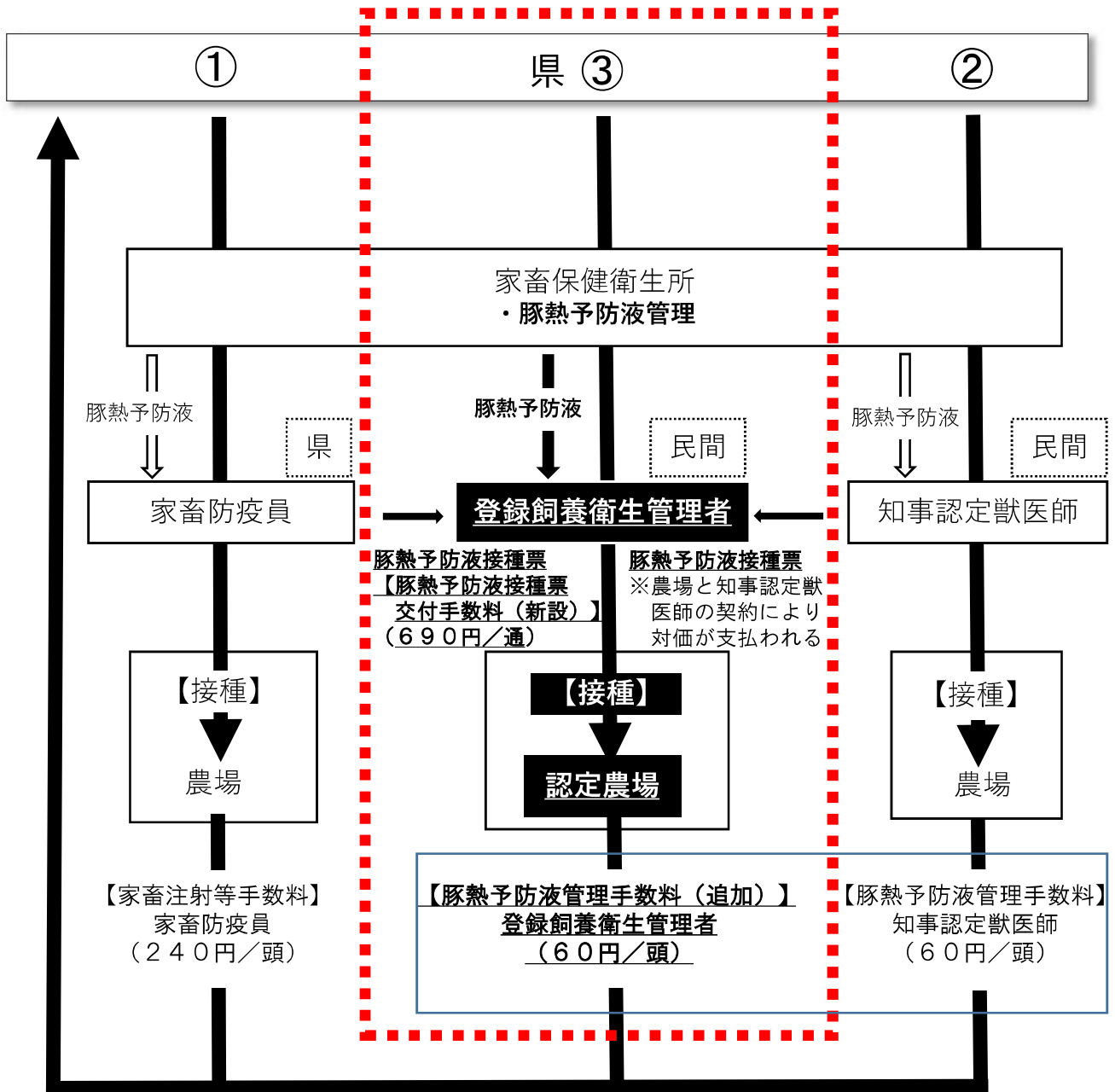
※ 1頭につき60円

3 施行日

令和5年4月1日

岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

< 豚熱予防注射のスキーム >



- ①家畜防疫員による接種
 - ・家畜注射等手数料 240円/頭：ワクチン管理、人件費、資材費等
- ②知事認定獣医師による接種
 - ・豚熱予防液管理手数料 60円/頭：ワクチン管理
- ③登録飼養衛生管理者による接種
 - ・豚熱予防液管理手数料 60円/頭：ワクチン管理
 - ・家畜防疫員が接種票を交付する場合は、豚熱予防液接種票交付手数料 690円/通
 - ※知事認定獣医師が接種票を交付する場合は、農場と知事認定獣医師の契約により対価が支払われる。

ぎふ農業・農村基本計画の変更について

農政部農政課

1 変更の趣旨

- (1) 令和3年3月に策定した「ぎふ農業・農村基本計画（R3-7）」について、国による「みどりの食料システム戦略」策定や物価高騰などの情勢変化を踏まえ、当初予定していた令和5年度から1年前倒し、本年度に計画の見直しを行う。
- (2) 基本理念、4つの基本方針、重要テーマ、計画期間といった骨格はそのままとし、新たな課題に対する取組みの追加等を行う。

2 主な見直し内容

(1) 基本方針[安心で身近な「ぎふの食」づくり]に係る重点施策

変更前	変更後
6 リスクに対応できる生産・供給体制の構築	6 食料安全保障の強化に資する生産・供給体制の構築 7 岐阜県版「みどりの食料システム」の取組推進（新設）

(2) 主な目標指標 [地産地消率]

変更前	変更後
20% (R1) → 25% (R7)	48% (R3) → 52% (R7)

【地産地消率の見直し概要等】

- 地産地消率の算出対象品目を、販売店舗で取扱金額が把握でき得る全ての農産物品目から、県内で生産される主要品目(野菜10品目、果実2品目)に見直し。
- 県内量販店やJA直売所等と連携し、消費者を巻き込んだ地産地消県民運動を全県展開することで、着実に毎年度1ポイントの上昇を目指す。

地産地消率(地産地消県民運動実施店舗における農産物販売額のうち県産農産物の占める割合)

R3年度(基準年) 48% → R7年度(最終年) 52%

$$\left(\text{地産地消率}(\%) = \frac{\text{対象品目の県産販売額}}{\text{対象品目の総販売額}} \times 100 \right)$$

3 経過

- | | | |
|----------|----------|---------------|
| 令和4年7月 | 岐阜県農政審議会 | <見直し方針審議> |
| 令和4年9月 | 岐阜県農政審議会 | <骨子案審議> |
| | 岐阜県議会 | 骨子案等説明会 農林委員会 |
| 令和4年12月 | 岐阜県議会 | 農林委員会(素案説明) |
| 令和4年12月～ | | パブリックコメントの実施 |
| 令和5年1月 | 岐阜県農政審議会 | <計画案審議> |
| 令和5年2月 | 岐阜県議会 | <議案上程> |